

事務連絡
平成30年7月13日

高知県
鳥取県
広島県
岡山県
京都府
兵庫県
愛媛県
岐阜県

民生主管部（局）
国民健康保険所管課（部）
後期高齢者医療制度所管課（部）
介護保険所管課（部）
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について

平成30年7月豪雨に係る保険者における一部負担金の取扱いについては、「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成30年7月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス異業者等における取扱いについて」（平成30年7月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症対策推進室ほか事務連絡）においてお示ししたところですが、今般、当該取扱いについての説明のための資料（患者向けリーフレット）を別添のとおり作成しましたので、貴管内保険者に対し周知を図っていただくとともに、当該資料も活用し、以下のような方法により、被保険者や関係者への周知・広報が適切に行われるよう取り計らいをお願いいたします。

<想定される周知・広報>

- ・保険者の窓口における配布、掲示
- ・保険者のHP、広報誌等における掲載
- ・医療機関、介護サービス事業所等における配布、掲示
- ・避難所における周知
- ・個別の在宅訪問の機会を通じた周知
- ・その他これに準ずる方法による周知